

第八章 一次生産物への課税

本書の前の部分で、穀物価格は地代を生まない土地、すなわち限界地での生産費、より正確には地代を伴わない資本による生産費によって決定される、という原理を十分に確立したと考える。この原理からすれば、生産費を押し上げるものは価格を引き上げ、生産費を引き下げるものは価格を引き下げる。より劣った土地の耕作が必要になる場合や、既耕地に一定量の追加資本を投じてもそこから得られる収穫がより少なくなる場合には、粗生産物の交換価値は避けがたく上がる。これに対して、より低い費用で穀物を生産できる機械の発見は、その交換価値を必ず引き下げる。さらに、地租や什一税、収穫への課税など耕作者に課されるあらゆる税は生産費を押し上げ、その結果、粗生産物の価格を引き上げる。

農産物の価格が農業者の税負担を埋め合わせるほどに上がらない場合、農業の利益が一般的な水準を下回るため、農業者は当然農業をやめる。供給は減少し、需要が弱まらない限り価格はさらに上がり、農業の利益は他の事業に資本を投じた場合と同等の水準

に達するまで上昇する。

価格を上げる以外に、課税を負担しつつその投資先で通常の利潤を維持する手立てはない。彼は地代を払っていないので、税分を地代から差し引いて地主に転嫁することはできない。ほかに収益性の高い選択肢があるなら、低い利潤に甘んじて自らの利潤を削る理由はないから、税を利潤から差し引くこともしない。したがって、農産物などの一次産品の価格を税額相当分だけ引き上げることができるのは疑いない。

未加工の農産物などの一次産品に課税しても、その負担は地主、耕作者、農場経営者には及ばず、価格の上昇という形で消費者が負担する。

地代とは、同じ量の労働と資本を、同じ質の土地または異なる質の土地に投入して得られる産出量の差を指す。たとえば、等しい労働と資本を投じても土地の質が異なれば産出量は変わり、その差が地代となる。なお、貨幣地代と穀物地代は同じ割合で変動するとは限らない。

原生産物（原材料となる農産物）への課税、地租、または什一税の場合には、地代のうち穀物建て（穀物地代）は変動する一方、貨幣建て（貨幣地代）は従来水準のままである。

3 第八章 一次生産物への課税

先に示した前提どおり、耕作されている土地が三つの等級から成り、しかも同じ額の資本を投下した場合に、

一八〇クオーテーの穀物が 一等級の土地から得られ、

一七〇クオーテーが 二等級の土地から、

一六〇クオーテーが 三等級の土地から

得られるとしよう。

このとき、一等級は地代が二〇クオーテーで、一等級のそれと三等級のそれとの差額に相当する。二等級は地代が一〇クオーテーで、同様に二等級のそれと三等級のそれとの差額に相当する。三等級は地代を全く支払わない。

穀物価格を一クオーテー当たり四ポンドとするとき、一等級の土地の貨幣地代は八〇ポンド、二等級の土地の貨幣地代は四〇ポンドとなる。

穀物に一クオーテーごとに八シリングの税を課すと、穀物価格は四ポンド八シリング

に上昇する。仮に地主が従前と同量の穀物地代を受け取るなら、一等級の地代は八十八ポンド、二等級の地代は四十四ポンドとなる。しかし実際には、課税はより多くの穀物に及ぶため、一等級の負担は二等級より重く、二等級の負担も三等級より重く、各地所の穀物地代は同量にはならない。価格は三等級での生産の困難さによつて決まり、同地所に投下された資本の利潤が一般の利潤率と均衡するよう、穀物価格は四ポンド八シリングに引き上げられる。

これら三つの等級の土地について、産出量と課税額はつぎのようになる。

一等級の土地では、小麦一クオーテー当たり四ポンド八シリングの価格で、一八〇クオーターが得られ、その販売額は七九二ポンドとなる。このうち、一八〇クオーテーに対しても一クオーテー当たり八シリングに当たる、一六・三クオーテー分の価値、すなわち七二ポンドが租税として差し引かれるので、純粹な穀物産出は一六三・七クオーテー、純粹な貨幣収入は七二〇ポンドとなる。

二等級の土地では、小麦一クオーテー当たり四ポンド八シリングで、一七〇クオーテーが得られ、販売額は七四八ポンドとなる。そのうち、一七〇クオーテーに対する一クオーテー

5 第八章 一次生産物への課税

一当たりハシリングに当たる、一五・四クオータ一分、すなわち六八ポンドが租税として控除されるから、純粹な穀物產出は一五四・六クオーター、純粹な貨幣収入は六八〇ポンドである。

三等級の土地では、小麦一クオータ当たり四ポンドハシリングで、一六〇クオーターが生産され、販売額は七〇四ポンドとなる。そのうち、一六〇クオーターに対して一クオータ当たりハシリングに当たる、一四・五クオータ一分、すなわち六四ポンドが租税として支払われる所以、純粹な穀物產出は一四五・五クオーター、純粹な貨幣収入は六四〇ポンドとなる。

一等級の土地の貨幣地代は、七二〇ポンドと六四〇ポンドの差である八〇ポンドのまま変わらず、二等級の土地も、六八〇ポンドと六四〇ポンドの差である四〇ポンドのまま変わらず、いずれも以前と同じである一方で、穀物地代は、一等級では二〇クオーターから一八・二クオーターヘ、二等級の土地では一〇クオーターから九・一クオーターヘと減少する。

穀物に課税すれば負担は消費者に転嫁され、穀物の相対価格は税額に比例して上昇す

る。さらに、農産物を原料として用いる他の商品の価値も、その構成に占める農産物の割合に応じて上昇する。他に相殺する要因がなければ、これらは事実上、間接的に課税されることになり、その価値は税額に比例して上昇する。

しかし、一次產品や労働者の生活必需品に課税すれば、別の効果が生じ、賃金が上昇する。人口法則が働くため、最低水準の賃金が、自然および慣習が労働者の生活維持のために要求する水準を大きく上回る状態は長続きしない。この層は重い税を負担できないため、小麦に一クオーターにつき八シリング、他の必需品にもそれに応じた上乗せが課されれば、従来の賃金では生計も労働力の再生産も成り立たない。賃金は必然的に上昇し、その分だけ利潤が低下する。政府は国内で消費される穀物の全量について、一クオーターにつき八シリングの税収を得るが、その一部は穀物の消費者が直接に、残りは雇用者が間接的に負担し、結局は、労働需給の逼迫や必需品の入手難によつて賃金が上がる場合と同様に、利潤を圧迫する。

この税は、消費者に対しては負担が一樣である一方、利潤に関しては部分的な税にとどまる。地主や株主には影響せず、前者は従来どおり同額の地代を、後者も同額の配当金を受け取り続けるからである。したがつて、土地の産出物に対する課税は以下のよう

に作用する。

第一に、課税によつて未加工の生産物の価格には税額相当分が上乗せされ、その結果、負担は各消費者の消費量に比例してかかる。

第二に、労働者の賃金は上昇し、企業の利潤は低下するであろう。
そこで、こうした税に対して異議が唱えられるかもしない。

第一に、賃金を押し上げ、利潤を低下させることにより、農業者や商人、製造業者の所得は圧迫され、負担を強いられる。一方で、地主や株主など固定所得を享受する者の所得は非課税のままにされるため、この税は不公平な税だと評価せざるを得ない。

第二に、穀物価格の上昇に賃金の引き上げが迫いつくまでには相当の時間を要し、その間、労働者は深刻な生活苦に直面することになる。

第三に、賃金の上昇と利潤の低下は資本の蓄積を阻害し、土壤がもともと瘦せていることと同様に作用する。

第四に、原料（一次產品や農産物など）の価格が上昇すると、それを用いる製品の価格が総じて押し上げられ、その結果、一般市場で外国製品と互角に渡り合えなくなる。

第一の異議は、この税が賃金を引き上げ利益を引き下げることで不均等に作用し、農

民や商人、製造業者の所得には影響が及ぶ一方、地主や株主など固定所得を享受する者の所得は課税されないという点である。これに対しては、この税の作用が不均衡であるなら、立法府が土地の地代や株式の配当に直接課税して負担の均衡を図ればよいと答える。そうすれば、各人の私事に踏み込み、自由な国の慣行や国民感情に反する権限を委員に与えるような不評な手段に頼らずとも、所得税の目的は十分に達成できる。

第二の異議は、穀物価格の上昇と賃金の上昇との間に相当の間隔が生じ、その間に低所得層が深刻な困窮や大きな打撃を受けるのではないかという懸念である。これに対して私は、賃金が穀物に代表される粗生産物の価格にどの程度の速さで追随するかは、状況によつて大きく異なると答える。すなわち、穀物高でも賃金に全く影響が出ないこともあれば、賃金の上昇が穀物高に先行することもあり、影響の現れが遅い場合もあれば、逆にその間隔が極めて短くなる場合もある。

生活必需品の価格が賃金を規定すると主張する人々は、社会の発展段階を考慮に入れるとしても、必需品の価格の上げ下げに対して賃金の上昇や低下は非常にゆっくりとか後れて起こらない、とあまりに容易に認めてしまつてゐるよう見える。食料・食料品の高値は原因が一様ではなく多岐にわたり、その結果として生じる影響も大きく異なる

り得る。この高値は、いろいろな原因から生じことがある。

第一に、供給が不足している。

第二に、需要が徐々に増加することで、最終的に生産費用の上昇を伴う場合がある。

第三に、貨幣価値の下落による。

第四に、生活必需品への課税による。

必需品の高値が賃金に及ぼす影響を探究してきた人々は、これら四つの原因を十分に区別し、切り分けてこなかつた。ここでは、これら四つの原因を順を追つて一つずつ検討する。

不作が起きたと、生活必需品である食料の価格は急騰し、価格の高騰だけが消費を供給の水準に合わせる唯一の手段となる。買い手がみな裕福でも、価格はいくらでも上がりうるが、結果は変わらない。やがて価格は、比較的資力の乏しい層が平時の消費を削らざるを得ない水準に達し、需要を供給の範囲に収める手段は、結局は消費の縮小しかない。この局面で、救貧法の誤用でしばしば行われるような、食料高に連動させて貨幣賃金を強制的に調整する政策は、極めて不合理で的外れである。こうした施策は労働者に実効的な救いを与えない。というのも、それは穀物の価格を一段とつり上げる効果し

かなく、結局は供給の制約に応じて消費を抑えざるを得なくなるからである。自然の成り行きに委ねれば、不作による供給不足が生じても、有害で軽率な介入がない限り賃金は上がらない。名目的な賃上げは受け手にとって実のない増額にとどまり、穀物市場の競争を激化させ、最終的には穀物の生産者や商人の利潤を押し上げるにすぎない。賃金の水準は生活必需品の需給と労働の需給の比率で実質的に決まり、貨幣はその表示の媒介、すなわち尺度にすぎない。したがって、労働者の窮状は避けがたいものであり、立法が取り得る有効な手立ては食料の追加輸入に尽きる。

穀物価格が需要の拡大で上がる局面では、先に賃金が上がる。購買力が広がらなければ需要は増えないからである。資本の蓄積は雇用主間の競争を強め、賃金を押し上げる。増えた賃金は当初は食料ではなく他の消費に回るもの、生活の改善が結婚を促し、家族を扶養する必要から食料への支出が優先して伸び、その結果、支払い能力の高まつた人々がいるため穀物需要が拡大する。必要な資本が実際に生産へ投入されるまでの間、農業の利潤は一般利潤を上回り、その後の価格は増産に使われた土地の質と追加の労働費の有無に左右される。増産分が、直近に耕作に加えられた土地と同等に肥沃で、追加の労働費も不要なら価格は元の水準に戻るが、より瘦せた土地に依存するなら高値は定

着する。初期の賃金上昇は労働需要の増加によつて生じ、結婚と子育てを通じて労働供給も後から増える。供給が出そろえば、穀物が元の価格に戻るなら賃金も戻り、より瘦せた土地からの供給によつて穀物が高止まりするなら賃金も以前より高い水準で均衡する。高価格は豊富な供給とも両立し得る。高値が恒常に続くのは、数量が不足しているからではなく、生産費が上昇しているからである。人口が過度に刺激され、資本の増加にもかかわらず、労働者を維持するための基金に対する労働者数の比率が資本増加前より大きくなると、需給のバランスが正常に戻るまで賃金は自然水準を下回ることがある。それでもこの場合は賃金上昇が先にあるため、労働者の困窮にはつながらない。

鉱山からの貴金属の流入や銀行の発券特権の乱用や過剰発券によつて貨幣価値が下がると、食料の名目価格は上がつても生産量は変わらない。資本は増えも減りもしないので、労働者数も彼らへの需要も変わらない。労働者に割り当てる生活必需品の量は、必需品と労働の相対的な需給で決まり、貨幣はその量を示す手段にすぎない。したがつて両者の需給に変化がなければ実質賃金は変わらず、名目賃金が上がつても手に入る必需品の量は変わらない。この見解に異を唱える者は、貨幣量の増加が、数量が増えていない靴や帽子や穀物の価格を上げることは認めながら、数量が増えていない労働の価格

だけは上がらないとするのはなぜか、その理由を示さなければならない。帽子と靴の相対的な市場価値は、帽子の需給と靴の需給の比較によつて決まり、貨幣はその価値を表示する手段にすぎない。靴の価格が二倍になれば帽子も二倍になり、相対価値は保たれる。同様に、穀物や労働者の必需品の価格が二倍になれば賃金も二倍になり、必需品と労働の通常の需給に途切れがない限り相対価値は崩れない。

貨幣価値の下落や農産物・一次産品への課税は名目価格を押し上げるが、生産量や、それを購入する能力と意思をもつ人の数に必ずしも影響を与えるものではない。国内資本が不規則に拡大する局面では賃金は上がる一方で穀物価格の伸びは横ばいか相対的に小さく、資本が縮小する局面では賃金は下がるが穀物価格は横ばいか下げ幅が小さい。

しかもこの状態はかなりの期間続く。これは、労働が他の商品と違い供給を恣意的に増減できない性質による。たとえば帽子が不足すれば価格は上がるが、その業種に資本を追加すれば一年もあれば供給を増やせるため、市場価格が自然価格を大きく上回り続けることはない。他方で人の数は急には増えも減りもしない。資本が増えても一、二年で労働人口は増えず、資本が後退してもすぐには減らないので、労働者の維持に回る資金の増減は速くとも労働力人口の動きは緩慢で、賃金が穀物や生活必需品の価格に正確に

連動するまでにはかなりの時間差が生じる。他方、貨幣安や穀物課税の局面だからといって労働供給の過剰や需要の後退が必然とはいえず、労働者の実質賃金が低下する理由はない。

穀物税は穀物の数量を必ずしも減らすものではなく、その貨幣価格を引き上げるだけである。労働の需要が供給に比べて必ずしも減るわけではないのだから、なぜ労働者に支払われる取り分が減ることになるのか。仮に、課税による穀物の値上がりと同じ割合では労働者の貨幣賃金が上がらず、その結果として労働者に与えられる数量が減るとしても、その場合には穀物の供給が必要を上回り、価格は下がり、結局は労働者は従来の取り分を取り戻すのではないか。もつとも、価格が課税分に見合うだけ上がらなければ、農業の利潤は一般水準を下回り、資本は農業からより有利な用途へ移る。以上から、ここで問題にしている原材料や土地の産出物など一次產品への課税では、生産物価格の上昇と賃金の上昇との間に、労働者を過度に圧迫するほどの大きな時間差は、私には、生じにくいように思われる。したがって、労働者の不利益は、他の課税と同様、課税が賃金の原資を損ない、その結果、労働需要を抑える、または弱めるおそれになるとどまる。

原生産物への課税をめぐる第三の異論は、賃金の上昇と利潤の低下が蓄積を妨げ、瘦

せた土地の場合と同様に作用するという主張である。本書の別の箇所で示されているように、貯蓄は生産の拡大だけでなく支出の削減によつても同様に行いうるし、また、利潤率の上昇だけでなく財の価値の下落によつても達成できる。たとえば、物価が不变で利潤が一、〇〇〇ポンドから一、二〇〇ポンドに増えれば、貯蓄によつて資本を増やす力は高まる。しかし、利潤が不变のまま財の価格が下がり、八〇〇ポンドで従来の一、〇〇〇ポンド分を購入できるなら、その方が貯蓄によつて資本を増やす力はいつそう大きい。

課税とは、どの形であれ、避けがたい不都合の中からより小さな不利益を選ぶための手段にすぎない。課税は利潤にかける場合でも支出にかける場合でも、負担が公平に分担され、再生産を妨げない限り、どちらに課しても大きな差はない。生産への課税や資本の利潤への課税は、利潤に直接課すにせよ、土地やその產出物・収穫物に課して間接に課すにせよ、他の税目に比べて回避が難しく、どの社会階層も免れず、各人がその資力に応じて負担するという利点がある。

支出に対する課税からは、僕約家は逃れられる。年収が一〇、〇〇〇ポンドあつても、三〇〇ポンドしか支出しないで済むからである。だが、利益に対する課税は、直接税で

あれ間接税であれ避けられない。彼は、生産物の一部、またはその価値の一部を差し出され、生産に欠かせない必需品の値上がりという形で負担することになり、その結果、これまでと同じペースでの資本蓄積は続けられない。名目上の所得が同額でも、雇用できる労働量やそれに投入できる材料の量は同じにはならない。

他国と通商のない孤立した国では、税を国外に転嫁することはできない。土地と労働が生み出す生産物の一部は国の財源に充てられる。貯蓄して資本を形成する層に不均等に負担がのしかからない限り、課税対象が利潤であれ農産物であれ工業製品であれ、大差はない。私の年収が一、〇〇〇ポンドで税負担が一〇〇ポンドなら、収入から支払って手取りが九〇〇ポンドになつても、農産物や工業製品を買うときに一〇〇ポンドを余計に払つても、実質は変わらない。一〇〇ポンドが国費に対して私が負うべき公正な負担であるなら、肝心なのは私がその一〇〇ポンドを過不足なく納めることを確実にすることである。これを最も確実にするのは、賃金、利潤、または一次産品に課税する方法である。

なお取り上げるべき第四の、すなわち最後の異論は、原料価格が上がれば、それを用いるすべての商品価格が上昇し、その結果、国際市場でわが国企業は海外の製造業者と

同条件で競争できなくなるという指摘である。

第一に、穀物を含む国内のあらゆる財の価格は、貴金属が流入しない限り大きくは上がらない。同じ貨幣量のままでは、物価高の局面で物価安のときと同じ数量の財を流通させられず、値上がりした財を差し出しても貴金属は買えない。より多くの金が必要なら、差し出す財は減らすのではなく増やすしかない。紙幣を増発して貨幣不足を埋めても解決しない。金の価値は紙では決まらず、むしろ金が紙幣の価値を規定するからである。したがって、金の価値が下がらない限り、紙幣を増やせば紙幣の減価は避けられない。金の価値は、海外から金を得るために差し出さなければならない財の量で決まり、容易には下がらない。金が安ければ財は高値になり、金が高ければ財は安値になり価格は下がる。現状、外国が通常より安値で金を売る理由は見当たらず、流入の見込みは小さい。流入がなければ金の量は増えず金の価値も下がらないため、物価の一般的な上昇は起きない。

一次產品や農産物といった原料に課税すれば、それらを投入する商品の価格は総じて上がるが、その上昇幅が税率に比例するわけではない。一方で、金属や土石を素材とする金属製品や陶磁器など、こうした原料が投入されない品目は価格が下がる。その結果、

経済全体の流通に必要な貨幣量は従前と同じ量で足りる。

国内のあらゆる生産物の価格を押し上げる税は、輸出を阻害するのはごく短期間に限られる。国内価格が上がれば、国内では税という負担がかかる一方で海外ではその負担がないため、直ちに採算の合う輸出はできない。とはいっても、この税の効果は世界共通には及ばず、一国に限られた貨幣価値の変動に等しい。仮にその一国が英國だとすれば、輸入する財の価格は上がらず、英國は売れなくなるかもしれないが、買うことはできる。この間、外国の財の代金として外に出せるのは貨幣だけだが、そうしたやり方は長くは続かない。貨幣が尽きるわけではなく、一定量が流出すれば国内に残る貨幣の価値が上がり、財の価格が下がつて、輸出は再び利益を見込めるようになる。結果として、貨幣価値が上がった段階では、輸入代金は貨幣ではなく製造品で賄うことになり、その製造品は原材料価格の上昇でいったん高くなり、貨幣の流出によって再び価格が下がつたものとなる。

貨幣価値が上がれば国内の物価は下がり、国内価格が海外価格に一致して輸入の誘因が消えるという反論がある。たとえば海外で一〇〇ポンドかかる財が国内で一二〇ポンドで売っていても、英國で貨幣価値が上がって国内価格が一〇〇ポンドまで下がれば輸

入は止まるという考え方である。しかし、これは起こりえない。輸入を決める動機は海外と国内の自然価格の比較で決まり、相対的に割安な方が選ばれる。国が帽子を輸出し布を輸入するのは、布を自国で作るより帽子を作つて布と交換したほうが多くの布を得られるからである。原料高で帽子の生産費が上がれば布の生産費も同様に上がるため、両方を国内で作るなら双方が値上がりする。一方、輸入品の価格は国内の貨幣価値の変動には連動せず、上がりも下がりもしない。とりわけ下がらないことによつて、輸出財との本来の価格関係が回復する。具体的には、原料高で帽子は三〇シリングから三三シリングへ一割上がり、布を国内生産すれば一ヤード二〇シリングが二二シリングになる。それでも帽子一つは布一ヤード半という関係は変わらない。布を輸入している場合は布が一ヤード二〇シリングのままで、貨幣価値の下落にも上昇にも影響されない。一方で帽子は三〇シリングから三三シリングへ上がつた後に再び三三シリングから三〇シリングへ下がり、この水準で両者の価格関係が回復する。

議論を単純化し論旨を明確にするため、一次產品の値上がりが国内のすべての財に同じ割合で波及すると仮定する。すなわち、ある財が一〇パーセント上がれば、他のすべての財も一〇パーセント上がるとする。しかし各財における原材料と労働の比重は大き

く異なり、地表から得られる一次産品の高騰の影響を受けない金属製品もある。したがって、一次産品への課税が各財の価値に及ぼす影響は極めて多様である。この影響が及ぶ範囲では、特定品目の輸出は促進または抑制され、物品への課税に伴うのと同様の不都合が生じ、財と財の自然な価値関係がゆがむ。たとえば、帽子の自然価格は本来なら布一ヤード半に等しいのに、一ヤード四分の一にまで下がるか、逆に一ヤード四分の三に上がり得る。その結果、対外貿易の方向は多少変わり得る。ただし、これらの不都合は輸出入の価値そのものには直接は干渉せず、各財が自由に自然価格へと落ち着くことで最もうまく調整される世界資本の最適配分に到達するのを妨げるだけである。

もつとも、自国産品の大半の価格が上がれば、短期的には自国の輸出全体が抑えられる。ごく一部の品目では、輸出が恒久的できなくなるおそれもある。それでも、対外貿易の流れに実質的な支障は生じず、海外市场での競争上、当国が相対的に不利になることはない。